

後期高齢者医療制度

問 駅南庁舎保険年金課長寿医療係
☎ 0857-20-3487 ☎ 0857-20-3407

保険料額が決定しました。保険料の納入通知書は、7月中旬に被保険者のみなさんにお送りします。

■保険料 算定方法は次のとおりです。

【均等割額】 【所得割額】
保険料 = 42,480 円 + 所得 × 8.07%

※保険料の最高額（賦課限度額）は57万円です。
※低所得者や被扶養者を対象に軽減措置を行います。

■納入方法

年金からの徴収（特別徴収）が基本ですが、納付書による納付（普通徴収）や、両方法による徴収（併用徴収）の場合があります。詳しくは納入通知書でご確認ください。

なお、特別徴収は、年金支給月（偶数月）の6回納付、普通徴収は7月から翌年2月までの8回納付となります。

■口座振替への変更（振替は7月から翌年2月）

申し込みは駅南庁舎23番窓口または各総合支所でペイジー口座振替受付サービス（キャッシュカードでの口座振替手続）をご利用いただくか、ご利用の金融機関へ、通帳、届出印、納付通知書を持参して申し込んでください。

なお、これまで国民健康保険料を口座振替で納付されていても自動的に継続されません。新たに届出が必要です。

※ペイジー口座振替受付サービスを利用できる金融機関は、【鳥銀、山陰合銀、鳥取信金、島銀、中国労金、ゆうちょ】に限りますのでご注意ください。

■被保険者証の更新

現在の被保険者証の有効期限は7月31日です。7月中旬に8月1日から1年間有効の新しい被保険者証を送付します。

■限度額適用・標準負担額減額認定証の更新および交付

非課税世帯の人が対象となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限も被保険者証と同じ7月31日です。

(1) 現在お持ちの人

現在、認定証をお持ちで、前年度に引き続き非課税世帯と確認できた人には、8月1日から1年間有効の新しい認定証を7月中旬に郵送します。

※窓口での更新手続きは不要です。ただし、長期入院の人は、別途申請が必要です。

(2) 新たに手続きされる人

非課税世帯に該当し、認定証が必要な人は次のものを持参のうえ駅南庁舎23番窓口または各総合支所市民福祉課へ申請してください。

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②マイナンバーカードなど
- ③認め印

※代理申請の場合は、代理人の本人確認ができるもの



市民活動表彰対象者の推薦

問 本庁舎協働推進課（〒680-8571 尚徳町116）
☎ 0857-20-3182 ☎ 0857-21-1594
✉ kyodosuishin@city.tottori.lg.jp

市民活動やボランティア活動の社会的意義や重要性に対する理解を深め、より多くの人に参加していただくことを目的に、活動の推進に顕著な功績のあった団体などを表彰します。

対象 市内を中心に、多くの市民の賛同が得られる市民活動やボランティア活動などを行っており、今後も継続的な活動が期待できる市民、市民活動団体、事業所

推薦方法 推薦書に必要事項を記入のうえ持参、郵送、メールのいずれかで問い合わせ先まで（活動者本人または所属する団体のメンバー自らを推薦することはできません）。

※推薦書は、市役所本庁舎1階総合案内および3階協働推進課、駅南庁舎1階総合窓口コーナー、各総合支所地域振興課に設置しています（本市公式ホームページからもダウンロード可）。

推薦期間 8月1日（月）～31日（水）

選考 推薦者に取組内容の詳細を伺い、ヒアリング結果を市民自治推進委員会が審査。その結果をもとに表彰される団体を市長が決定

表彰 本庁舎にて市長表彰を行い、後日市報に掲載

鹿野町湯川住宅団地宅地分譲中！ 定期借地権付土地活用制度を利用しませんか？

問 鳥取市土地開発公社事務局 ☎ 0857-22-4742
本庁舎建築住宅課 ☎ 0857-20-3291 ☎ 0857-20-3059
鳥取市（地主）に借地保証金と月々の賃料を支払っていただければ、（51年間）お好きなマイホームを建てていただけます。

分譲ももちろんOK！

希望者の方には温泉の引き込みも可能。「のんびり・ゆったり」鹿野町で「温泉生活」はいかがですか？

販売区画数 27区画
販売単価 3.3平方メートル（1坪）あたり10.5万円
1平方メートルあたり31,760円
販売価格 7,556,800円～10,354,000円
月額賃料 9,900円～13,600円（最多11,000円台）
面積 237.94平方メートル（72.1坪）～326.00平方メートル（98.8坪）

- 所在地／鳥取市鹿野町今市
- 道路／区画道路幅員6メートル
- 学校／市立鹿野小学校・市立鹿野中学校

サマージャンボ宝くじ発売！

問 鳥取県市町村振興協会 ☎ 0857-29-3184
発売期間 7月6日（水）～29日（金）
サマージャンボ宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりのために活用されています。
県内の宝くじ販売実績などに応じて収益金が配分されますので、県内での購入をお願いします。

高齢社会課からのお知らせ

問 駅南庁舎高齢社会課 ☎ 0857-20-3452 ☎ 0857-20-3404 各総合支所市民福祉課（☎ 10 ページ）

◆平成28年度介護保険料の納入通知書をお送りします

介護保険制度は、40歳以上のみなさんの納める保険料と公費によって、誰にでも起こり得る「介護」を社会全体で支えていく制度です。平成28年度における65歳以上の人の介護保険料の額や納付方法を、7月中旬にお送りする納入通知書で必ずご確認ください。

みなさんに納めていただく保険料は、介護保険制度を支える大切な財源です。介護が必要になったとき、誰もが安心して介護サービスを利用できるよう、保険料は必ず納めていただきますようお願いいたします。

■納付方法

年金からの徴収（特別徴収）が基本ですが、納付書による納付（普通徴収）や、両方による徴収（併用徴収）の場合があります。なお、希望により特別徴収を中止して、普通徴収に変更することはできません。

■便利な口座振替で納付しましょう

普通徴収または併用徴収の人は、納め忘れのない便利な口座振替で納付しましょう。口座振替を希望される場合は、通帳、届出印、納付通知書をお持ちのうえ、各金融機関に備え付けの申請書で手続きをお願いします（納付通知書にも口座振替依頼書とじ込んでいますのでご利用ください）。

■徴収猶予・減免・軽減制度

災害、病気、失業など特別な事情により一時的に保

◆介護保険負担割合証をお送りします

一定以上の所得※がある人は介護サービスの利用者負担が2割になります。利用者負担の割合（1割または2割）は、要支援・要介護認定を受けている人全員に7月中旬にお送りする「介護保険負担割合証」でご確認ください。

介護サービスを利用される場合は、介護保険被保険者証に加えて、介護保険負担割合証もサービス事業者に提示してください。

なお、介護保険負担割合証の有効期間は8月から翌年7月までの1年間です。毎年7月に新しい介護保険負担割合証をお送りします。

※一定以上の所得：本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者（65歳以上の人）の

◆高額介護（予防）サービス費

介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに、申請により支給される「高額介護（予防）サービス費」の利用者負担段階区分（所得などに応じた区分）のうち、「現役並み所得者※」の上限額は月額44,400円です。

この「現役並み所得者」とは、同一世帯内に65歳以上で課税所得145万円以上の人がいる場合に該当します。

ただし、世帯内に65歳以上の人1人の場合、その人の収入が383万円未満、2人以上いる場合は収入の合計が520万円未満であれば、その旨をあらかじめ申請することで、より負担の軽い区分（上限額37,200円）になります。

対象になりうる人については、6月下旬に市から「案内文書」と「介護保険基準収入額適用申請書」を送付し

料を支払えない場合は、申請により徴収猶予または減免を受けることができます。また、低所得の人に対しては、軽減制度がありますので、高齢社会課までご相談ください。

■滞納への対応

納期を過ぎた保険料には督促手数料や延滞金がかかります。また、特別な事情がない限り、保険料を滞納すると、滞納期間に応じて下表のような措置がとられます。

滞納期間	措置内容
1年以上	サービスを利用したときに、いったん全額を支払っていただきます。その後、申請により保険給付相当分が払い戻されます。
1年6カ月以上	保険給付の一時差止めや、滞納している保険料相当分が保険給付額から差し引かれることとなります。
2年以上	徴収権が時効により消滅することで、保険料を支払うことができなくなります。その場合は、保険料未納期間に応じて、サービス費用の自己負担額が3割に引き上げられるほか、その間は高額介護サービス費などの支給も受けられなくなります。

年金収入 + その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯346万円以上

介護保険負担割合証

交付年月日 年 月 日

被 保 険 者 番 号

住 所

氏 名

生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日 性 男・女

利用者負担の割合

有効期間は8月1日から翌年7月31日までの1年間です。

利用者負担の割合（1割または2割）が記載されます。

ていますので、必要事項を記入いただき、高齢社会課に申請してください。

【高額介護サービス費 負担段階区分】

利用者負担段階区分	限度額
市民税課税世帯	
現役並み所得者	44,400円（世帯）
上記以外の者	37,200円（世帯）
市民税非課税世帯	24,600円（世帯）
前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	15,000円（個人）
老齢福祉年金の受給者	
生活保護の受給者	15,000円（個人）